

お客様各位

平成25年9月1日

いつまでも残暑が続く毎日ですが、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 消費税引上げに伴う価格表示について
2. 消費税引き上げに関わる経過措置の注意点
3. 9月の事務
4. コラム～今後の労働法制

1. 消費税引上げに伴う価格表示について

消費税の引上げ決議はこの秋に行われる予定で、これに伴い、来年4月から売り場の商品価格表示について、下記の規制が検討されています。

これは、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤解を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないよう、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止することが目的です。

禁止される表示として、

(1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示 「消費税は転嫁しません」「消費税還元セール」などです。

(2) 取引の相手方が負担する消費税を減ずる旨の表示 「消費税率上昇分値引きします」「消費税8%分還元セール」

(3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

禁止されない表示として、消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」やたまたま消費税の引上げ幅と一致する「3%値下げ」「3%還元」などです。

現在、上記の検討が政府内で行われており、今後、決定され次第ご報告していきます。

2. 消費税引き上げに関わる経過措置の注意点

消費税の引上げに関する経過措置について、よくある請負工事と事務所家賃の扱いをまとめました。

まず、請負工事について、指定日の前日（平成25年9月30日）までに契約した請負工事等は経過措置の対象となり、旧税率が適用されますが、指定日（平成25年10月1日）以後に工事の変更があり、対価が増額すると、増額部分は経過措置の対象にはなりません。

ここで注意すべきは、この増額が工事内容の“一部変更”であるか、それとも当初契約で定められてなかったものを“追加“したものを明らかにすることです。

“一部変更”であれば、当初契約部分は旧税率を適用出来ますので、仮にマンション購入であればレイアウトやオプション等の変更に関しては契約書に基本部分を明記することが得策です。

次に、事務所家賃ですが、賃貸借契約書には「土地または建物価格の上昇・低下その他経済事情の変動等により、借賃が不相当となった時は、契約条件に拘わらず、当事者は借賃の増減を請求することが

できる」との記載があります。この記載があれば、対価の額の変更を求めることができるため、経過措置の適用が受けられず、平成26年4月1日以降は新税率が適用されます。

そのため、契約書に特約を設けて、一定期間は借賃を増額しない旨を明文化することが望まれます。

3. 9月の事務

厚生年金保険料率が9月分保険料(10月納付分)より、従来の保険料率「167.66 / 1000」(16.766%)から「171.20 / 1000」(17.120%)に引き上げられます。

但し、保険料率を変更するタイミングは、社会保険料の徴収時期によって異なりますので、給与計算にはご注意ください。

- ◆ (当月徴収) の場合・・・9月分保険料を「9月度給与」で徴収する
- ◆ (翌月徴収) の場合・・・9月分保険料を「10月度給与」で徴収する
- ◆ (翌々月徴収) の場合・・・9月分保険料を「11月度給与」で徴収する

4. コラム～今後の労働法制

参議院選挙が終わり、政府の労働法制の動きが出てきました。

今話題となっている「限定正社員」と労働者派遣法改正について触れます。

「限定正社員」とは、今年4月の労働契約法改正に伴い、将来有期契約から無期契約へ転換する際に、「正社員でない無期契約」としての受け皿として考えられる制度です。

転勤や職種変更、時間外労働などは限定しますが、事業環境によりその職務が無くなれば、解雇が容易に出来ることが想定されています。

8月には、労働者派遣制度の改正方針が出され、下記の3点の変更が示されました。具体的には

1. 派遣期間に上限のない通訳などの「専門26業務」が撤廃され、派遣期間が最長3年となりますが、専門業務に該当するように行っていた派遣社員が行える業務の制限がなくなります。
2. 新たな制度として、派遣会社と無期契約を結べば、派遣期間に制限がなくなります。
3. 最長3年の派遣期間について、従来はその業務ごとで3年とされていたため、途中で派遣社員が交代しても、交代者と合わせて3年であったものが、今後は派遣者毎で3年となります。

なお、大企業で年収800万円を超える社員を対象に労働時間規制の特例を設ける、いわゆる「ホワイトカラー・エグゼンプション」が導入できるような一部報道がありました。これはまだ政府内において調整が済んでいないようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>